

郡山市告示第456号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の医療機関から指定内容変更の旨届出があった。

令和8年2月5日

郡山市長 椎根健雄

名称	長谷川整形外科スポーツクリニック	
医療機関コード	0313800	
所在地	〒963-8861 郡山市鶴見坦二丁目4番24号	
医療機関名称	変更前	医療法人 長谷川整形外科医院
	変更後	長谷川整形外科スポーツクリニック
変更年月日	令和8年1月5日	